

## 若者版・市民協働事業サポート業務 提案募集要領

### 1 委託業務名

若者版・市民協働事業サポート業務

### 2 業務目的

若者版・市民協働事業提案制度に事業提案を検討する若者団体、及び採択された提案事業を実施する若者団体に対して総合的なサポートを行うことにより、当該制度の円滑かつ効率的な運営に寄与することを目的とする。

### 3 委託業務内容

若者団体からの身近なまちづくりに取り組む事業提案を、若者団体、サポート団体（＝受託者）、市の三者協働で取り組む若者版・市民協働事業提案制度の運営にあたり、プロポーザルでの企画提案内容をもとに、市と受託者が十分に協議を行い、業務内容を決定する。

主な業務内容は以下のとおりとする。（詳細は別紙仕様書のとおり）

- (1) 事業提案支援
- (2) 事業実施支援
- (3) 事業報告支援
- (4) 事業成果発表動画作成
- (5) 報告・協議

### 4 提案上限額

1,100,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

### 5 募集スケジュール

令和3年4月23日（金）	公募開始
令和3年4月28日（水）17時	質問票の提出期限
令和3年5月10日（月）17時	企画提案書等の提出期限
令和3年5月14日（金）まで	提案審査会からの質問通知
令和3年5月19日（水）17時	提案審査会への回答期限
令和3年5月27日（木）（予定）	審査結果通知
令和3年5月下旬（予定）	契約締結、業務開始

### 6 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 委託業務を的確に遂行できる能力を有するものであること。
- (2) 業務実施にあたり、必要な人員体制が整っていることまたは人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げ

- る要件に該当するものでないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - (5) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人でないこと。
  - (6) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
  - (7) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人でないこと。
  - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人でないこと。

## 7 契約条件

- (1) 契約形態  
業務委託契約
- (2) 予算規模  
1,100 千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案業務の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲とする。
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料の支払条件  
業務完了検査後、完了払いとする。
- (5) その他
  - ① 協議が整った後に、改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
  - ② 契約締結後に、委託業務内容に相当な変更があった場合は、双方協議の上変更契約を締結するものとする。

## 8 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期間  
令和 3 年 4 月 28 日（水）17 時まで
- (2) 受付方法  
質問票（様式第 1 号）に記入の上、電子メールで提出する。  
※電子メールタイトルには「若者版・市民協働事業サポート業務に関する質問」と記載すること。  
[提出先] 仙台市市民局市民協働推進課事業推進係  
電子メール：[sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)
- (3) 回答  
質問者に対し 4 月 30 日（金）17 時までに質問票に記載されたメールアドレスへ

回答するとともに、全ての質問と回答について市ホームページに掲載する。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和3年5月10日(月)17時まで

### (2) 提出先

仙台市市民局市民協働推進課事業推進係 担当：今井 (TEL：022-214-8002)

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット勾当台ビル2階

### (3) 提出方法

持参又は郵送

### (4) 提出書類

#### ① 企画提案書(任意様式) 8部(正1部、写し7部)

(5)に掲げる構成に従い、A4版横、片面印刷、表紙を除き15ページ以内、文字のサイズは11ポイント以上とし、必要に応じて図・フロー図等を用いるなどして、わかりやすく記載すること。

#### ② 経費見積書(任用様式) 8部(正1部、写し7部)

業務内容別に区分し、実施する取り組みごとに金額を記載すること。本業務に要する全ての経費を積算すること(消費税及び地方消費税を含む)。

#### ③ 企画提案参加申込書兼誓約書(様式第2号)

#### ④ 事業者概要説明書(様式第3号)

#### ⑤ 役員名簿(様式第4号)

※仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は提出不要とする。

#### ⑥ 仙台市税の納税証明書

※仙台市外に本社または本店が属する場合は、本社または本店の属する市区町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする。

#### ⑦ 法人税、消費税など国税の納税証明書

#### ⑧ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し等

※仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は提出不要とする。

### (5) 企画提案書の構成

以下の①～④に示す構成とすること。

#### ① 表紙

#### ② 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理について記載すること

#### ③ 実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、業務の実施体制について記載すること。

#### ④ 全体計画

以下の点に留意の上、業務の全体計画について記載すること

記載にあたっては、i)～v)について、必要に応じてフロー図等を用いて説明すること

- i) 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ii) 業務実施のスケジュール
- iii) 若者団体の支援方法（手法や頻度、実施体制、関係機関との調整方法）
- IV) 実施状況の報告方法（手法や頻度、実施体制）
- v) 事業成果発表動画の仕様（構成、制作体制）

(6) その他

- ① 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出書類等は返却しないこととする。
- ③ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

## 10 受託候補者の選定等

以下により受託候補者を1者選定する。

(1) 審査方法

- ① 企画提案者から提出された書類をもとに、「若者版・市民協働事業サポート業務受託者選定にかかる提案審査会」（以下、提案審査会という）において書類審査を行い、提案内容を審査する。
- ② 書類審査の過程において、企画提案書の内容に提案審査会から質問項目があった場合は、電子メールにて5月14日（金）までに通知する。企画提案者は5月19日（水）17時までに、仙台市市民局市民協働推進課事業推進係へ電子メールで回答すること。

(2) 審査基準

次の評価項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

- ① 事業目的との合致（配点15点）
  - ・本事業の目的を十分に踏まえた業務提案がなされているか。
- ② 業務遂行能力（配点30点）
  - ・実施体制が合理的なものとして具体的に示され、かつ実現可能性があるか（実現の見込みがあるか）。
  - ・業務を実施するための専門性、ネットワークを有しているか。
- ③ 業務提案の内容（配点45点）
  - ・若者団体のアイデアを効果的に引き出し、かつ主体的な事業提案が行われるよう創意工夫がなされているか。
  - ・提案事業の実施段階において、若者団体の主体的な取り組みを着実にサポートできる内容か。
  - ・事業完了後の提案事業の継続や発展に向けたサポートがなされ、事業実施報告及び成果発表が効果的に行われる内容か。
- ④ 見積額の妥当性（配点10点）
  - ・提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的なものか。

(3) 審査の除外

次のいずれかに該当する場合は、当該提案を無効とし、審査の対象から除外する。

- ① 応募資格要件を満たさない者または受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
  - ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
  - ③ 提案上限額を超える提案
  - ④ その他企画提案に関する条件に違反した提案
- (4) 通知
- 審査結果については、全ての提案者に対して電子メールで通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページにて公表する。

## 11 契約に関する事項

- (1) 委託契約は、「10 受託候補者の選定等」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- (2) 契約時における仕様書は、受託候補者からの提案内容について市と協議した結果を踏まえて決定する。